

平成 1 7 年度税制改正要望事項

平成 1 6 年 9 月

石油連盟

平成17年度税制改正要望事項

・エネルギー間における課税の公平性の実現 (石油の正当な位置付けの実現)

1. 石油石炭税のエネルギー間における課税の公平性の確保
2. 自動車燃料に対する課税の公平性の確保

・石油諸税の負担軽減等

1. 「温暖化対策税」など環境税の導入反対
2. ガソリン税・軽油引取税等の軽減
3. ガソリン税・軽油引取税等の用途拡大反対
4. 石油石炭税の軽減
5. 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ二重課税(TAX ON TAX)排除の実施

・石油に係る関連政策税制

1. 製油所の競争力強化(石油の効率的利用)に係る要望
 - (1) 製油所内で使用される自家消費燃料に係る石油石炭税還付制度の創設
 - (2) 製油所のオペレーションの効率化に資するための税制度の見直し

2．環境保全に対応した石油製品の普及促進に係る要望

- (1) 燃料電池用ナフサに係るガソリン税の免税制度の創設

3．関税・石油石炭税関係

- (1) 石油化学用国産ナフサ等に係る関税還付制度の適用期限の延長
- (2) 国産アスファルト等に係る関税・石油石炭税還付制度の適用期限の延長
- (3) 国産硫黄・LPG・カーボンブラック原料油に係る石油石炭税還付制度の創設
- (4) 石油化学原料用軽質炭化水素（ C_3 ・ C_4 等）に係る石油石炭税還付制度の創設
- (5) その他

石油化学用輸入ナフサ等に係る関税軽減制度の適用期限の延長

農林漁業用輸入A重油に係る関税無税制度の適用期限の延長

4．ガソリン税等石油諸税関係

- (1) ガソリン税の貸倒れ還付制度などの創設

5．法人税、地方税関係

- (1) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

・その他、他産業と共通する事項

1．連結納税制度の見直し

2．日本版LLC等に求められる税制上の要件を満たす制度の実現

- 3 . 受取配当の益金不算入制度の見直し
- 4 . 欠損金の繰戻し還付制度の停止解除
- 5 . 特定資産買い換え特例制度における特別勘定設定期間の延長等
- 6 . 借地権に関する税制
- 7 . 国際課税制度の見直し
- 8 . 減価償却制度の見直し
- 9 . 破産や民事再生時の貸倒損失の損金算入要件緩和
- 10 . 合併による土地所有権移転登録免許税の軽減または廃止
- 11 . 人材投資促進税制の創設
- 12 . 産業活力再生特別措置法に係る税制措置の期限延長
- 13 . 特別法人税の撤廃
- 14 . 鉱工業技術研究組合に係る租税特別措置の期限延長
- 15 . 産業技術総合研究所との共同試験研究に係る「特別試験研究費
税額控除制度」の延長
- 16 . N E D O 補助事業に係る固定資産等の圧縮記帳

エネルギー間における課税の公平性の実現 (石油の正当な位置付けの実現)

今後のエネルギー政策については、昨年 10 月に閣議決定されたエネルギー基本計画の基本方針にそって、3 E すなわち「安定供給の確保」、「環境への適合」、「これらを踏まえた上での市場原理の活用」を同時に達成し、実現することを基本とすべきである。そのためには、石油、原子力、天然ガスなど各エネルギーの特性を踏まえ、かつエネルギー全体として環境負荷が少なく、効率的利用を可能にするわが国に相応しい「エネルギーのベストミックス」が必要不可欠となる。

石油は、エネルギー基本計画の中で「現在も、わが国の一次エネルギー供給の約 5 割を占めており、経済性・利便性の観点から、今後も重要なエネルギーである」と位置づけられている。わが国のエネルギー需給の将来像を踏まえた 3 E の同時達成のためには、経済性、環境特性、効率性、利便性等の面で優れ、今後ともわが国の一次エネルギーの太宗を占める石油のより一層の環境特性の向上や効率的活用が鍵となる。

このような観点から、他のエネルギーとの比較で石油の持つ経済性等の優位性や競争力を著しく減殺している既存の不公平税制の是正、すなわち石油諸税に係るエネルギー間における課税の公平性の確保を要望する。

1. 石油石炭税のエネルギー間における課税の公平性の確保

石油石炭税の各エネルギーへの税負担については、15年度に、エネルギー起源CO₂排出抑制策の抜本的拡充などエネルギー政策の見直しと、エネルギー間における負担の公平性を図るため、新たに石炭を課税対象に追加し、LNGと輸入LPGの増税が図られた。

これらの措置によって、石油石炭税についてはエネルギー間の課税の公平性に向けて一歩前進したものと考えられる。ただし、最終税率が適用される平成19年4月以降においても、石油石炭税の税率は石油が2,040円/KLであるのに対し、石炭は700円/トン(石油カロリー等価ベース:1,005円/KL)、LNG・輸入LPGは1,080円/トン(石油カロリー等価ベース:757円/KL(LNG)・822円/KL(LPG))となっていて、依然として石油に対しては他のエネルギーに比べて2倍以上の重い税負担が課せられている。規制緩和の進展に伴って、今後ますますエネルギー間競争の激化が見込まれている中で、石油は競争上著しく不利な扱いとなっている。

したがって、石油の正当な位置付け・「エネルギーのベストミックス」を実現するため、石油石炭税の課税のあり方について、エネルギー間における課税の公平性の確保を図られたい。

2. 自動車燃料に対する課税の公平性の確保

国が大気汚染対策の観点から、窒素酸化物・粒子状物質などの自動車排ガスの低減などを目的として天然ガスを燃料とした自動車（CNG自動車）の導入に取り組んできた結果、平成16年3月末で約21,000台まで普及が拡大している。

この対策が講じられたのは、既存の石油系燃料に比べて天然ガスが優れた環境特性を有していることによるものであった。しかし、最近の軽油を燃料としたディーゼル自動車については、燃料中の硫黄分（サルファー）の低減、来年からのサルファーフリー化など石油業界による燃料品質改善の取り組みが急速に進んでいること、加えて、自動車側のエンジン・排ガス処理技術が飛躍的に発達したことなどにより、CNG自動車と遜色ないレベルまで排ガスが低減されている。さらに、地球温暖化対策という観点からCO₂排出量をLCA比較すると、エネルギー効率が高いため軽油を燃料としたディーゼル自動車のCO₂排出量はCNG自動車に比べ少ないとのデータもある。

しかしながら、CNG自動車に使用される燃料（圧縮天然ガス）については、同じ自動車燃料であるにもかかわらず、軽油引取税もガソリン税も課税されておらず、課税の公平性を著しく欠いている状況となっている。

こうした現状を踏まえ、自動車用燃料に使用されるCNG（圧縮天然ガス）とか100%アルコール燃料などの新燃料など、自動車用に供される全ての燃料に対して、原則として現在のガソリン税もしくは軽油引取税を実態に則して賦課するなど、課税の公平性を確保されたい。

石油諸税の負担軽減等

石油は現在、わが国の一次エネルギー供給において約 50%のウェイトを占め、国民生活や産業活動を支える重要な基礎物資である。

しかし、石油には、原油等の輸入段階で、関税と石油石炭税が課され、製品段階で、ガソリン税(揮発油税および地方道路税)、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税が、さらに消費段階で、消費税が課されており、その総額は年間約 5 兆 6,500 億円(平成 16 年度予算、消費税約 7,500 億円を含む)にも達するものとなっている。

この石油課税は、わが国の石油消費量 1 バレル当たりに直すと、1 ドル 110 円の為替レートで、約 34 ドルに相当し、最近の原油輸入 C I F 価格約 37 ドルに匹敵する規模となっている。

こうした各段階に亘って高率な税が課されている石油諸税は巨額であり、わが国におけるエネルギー供給コストを著しく割高なものにし、わが国の国民経済を大きく圧迫している状況にある。

こうした事情に鑑み、石油に係る負担の軽減と公平性確保の観点から、石油を巡る税制全般について、その抜本的見直しを行うべきである。

1. 「温暖化対策税」など環境税の導入反対

今年度は、政府の地球温暖化対策推進大綱に基づいて、温暖化対策の評価・見直しを行うこととなっている。その際、京都議定書の目標を達成するための

追加対策が必要とされる場合、化石燃料等に課税し、CO₂の排出抑制を図ったり、その税収を活用して温暖化対策等を推進しようとする、いわゆる「環境税・炭素税」を導入することについては、その効果や影響等、様々な問題があり、反対である。

特に、昨年8月に環境省・中央環境審議会から提案された「温暖化対策税」(仮称)の導入構想については、わが国の温暖化対策の基本である地球温暖化対策推進大綱の「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」に沿って、まずは、既存の年間約1兆円規模の地球環境対策予算の使途や具体的効果を徹底的に検証し、見直しが行われるべきであるにもかかわらず、そうした真剣な対応なしに、一方的に、安易な大規模な新税導入に頼ろうとするのは、「本末転倒」といわざるを得ない。

さらに、「温暖化対策税」(仮称)自体については、その効果が全く不透明で、わが国産業の大幅な国際競争力の低下や空洞化を招く恐れがあり、生活必需品である灯油の消費者等の弱者に過重負担を強いるものであることなど、多くの問題点があり、その導入には断固反対である。

また、これと関連して「森林環境税・水源税」(仮称)が議論されているが、森林整備は国の最も基本的な政策であり、森林の多様な機能の受益は広く一般に及ぶものであることから、一般財源で賄われるべきである。したがって、いわゆる「森林環境税・水源税」(仮称)の導入についても「温暖化対策税」同様、断固反対である。

いずれにせよ、既に各段階に亘って、種々の巨額な税が課税されている現行石油諸税に加えて、更なる課税・増税を行うことには反対。新たな課税・増

税を行うより、先ずは石油諸税の抜本的見直しを行うことが先決である。

2. ガソリン税・軽油引取税等の軽減

ガソリン税・軽油引取税等道路特定財源となっている石油諸税は、年間約4兆9,000億円の巨額に達し、小売価格に占める税金の割合においても、ガソリンで約54%、軽油で約41%（それぞれ平成16年8月現在）という高率な水準となっている。

これらの結果、道路特定財源に占めるガソリン税・軽油引取税等の割合は、財源全体の49%（有料道路事業を除く）、また道路整備事業に係る国費の89%に及んでいる（平成16年度予算）。

言うまでもなく、道路は、生活必需品の輸送に不可欠な社会資本であるばかりでなく、歩行者の交通をはじめ、電気・ガス・水道・通信などの公共インフラの埋設空間として、更には都市部の防災空間などとして、その効用は国民全体に及ぶものである。

こうした観点からすれば、本来、道路整備財源は一般財源を中心に賄われるべきであり、ガソリン税等に偏っている現状は是正されて然るべきである。中でもガソリン税・軽油引取税の基本税率の約2倍にもなる高率な暫定税率については、平成15年3月末の期限切れをもって見直すべきであったところ、将来の具体的な計画もないまま、適用期限の5年間延長が決められた経緯がある。

この際、道路整備財源は一般財源を中心に賄われるべきであるという本来の主旨に鑑み、また、道路整備の進捗状況や道路予算の効率化・緊縮化に努めること

によって、道路特定財源たるガソリン税・軽油引取税等の軽減を図るべきである。

3. ガソリン税・軽油引取税等の使途拡大反対

かねてより、道路特定財源であるガソリン税・軽油引取税等の使途を、一部関係方面において、高速道路整備等に拡大したり、整備新幹線などに拡大しようという議論や、あるいは、環境税に組替えようとする議論があるが、使途を拡大、組み替えするほど財源に余裕があるならば、課税目的に立ち返り、ガソリン税等を減額してしかるべきである。

4. 石油石炭税の軽減

石油石炭税は、昭和53年に石油備蓄や原油開発の推進のため、石油に対する個別消費税（石油税）として創設され、原油自主開発の推進、国家備蓄の確保および民間備蓄義務の維持に寄与してきた。15年度の税制改正により、エネルギー起源CO₂排出抑制策の抜本的拡充などエネルギー政策の見直しと、エネルギー間における負担の公平性を図るため、石炭を新たに課税対象に追加するなどの措置が実施されることとなった。

しかし、石油石炭税は、依然として石油には他のエネルギーに比べて重い税負担が課せられており、諸外国に例を見ない特異な税金となっていて、エネルギー価格の上昇を通じてわが国産業・経済にとって大きなコストアップ要因となっている。

そもそも石油等国家備蓄等の緊急時対策は、国の安全保障に係る問題として、本来一般財源をもって賄うべきであり、石油に係る石油石炭税については、その税率の軽減を図られたい。

5 . 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ二重課税 (TAX ON TAX) 排除の実施

平成元年の消費税導入に際して、物品税等他の個別間接税については、廃止・税率引下げ等の調整が行われたが、石油については、特定財源であるという理由から、廃止・税率引下げなど何等の調整も行われないうまま単純併課とされた。

その後、消費税の3%から5%への増税に当たって、自民党の「平成9年度税制改正大綱」では、「個別間接税(石油、酒、たばこ)については、将来における消費税のあり方をもにらみつつ適切な調整を含めて総合的に検討するものとする」とされたものの、これまでのところ具体的な調整措置は何等講じられていない。

その結果、平成16年度においては、石油の売上にかかる消費税額は約7,500億円にのぼり、そのうち特に、石油の売上に含まれているガソリン税等の石油諸税に課せられている消費税(所謂TAX ON TAX)だけでも、約1,800億円に達している。

こうしたこれまでの経緯を勘案し、消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ、国民・消費者の理解を得がたい二重課税(TAX ON TAX)については、この排除の実施方を強く要望したい。

石油に係る関連政策税制

1. 製油所の競争力強化（石油の効率的利用）に係る要望

（1）製油所内で使用される自家消費燃料に係る石油石炭税還付制度の創設

石油石炭税は原油の輸入段階で課されているため、実質的に製油所内で使用される自家消費燃料にも石油石炭税が課されている。一方輸入石油製品については原油と同様に輸入段階で石油石炭税が課されるが、輸入石油製品は生産される時に消費される燃料については石油石炭税の負担はない。したがって、輸入石油製品に対して、国産石油製品は自家消費燃料への課税分だけ製品コストが負担増となり、実質的に石油石炭税が割高になっている。

また、欧州各国の石油製品等に課されているエネルギー税等においては、製油所内で石油製品の製造のために使用される発電用ボイラー・加熱炉の自家消費燃料については免税対象となっている例（デンマーク、ノールウェー等）が多い。

さらに、ガス・ナフサ・重質燃料などは、品質によっては自家消費以外での使用が実質的に困難なものもあり、石油の一般的な便益の実現に制約がある。このため自家消費燃料に一般的な石油の便益に着目した石油石炭税を課すことは本来適切でない。

以上の点を鑑み、規制緩和の中で、輸入製品との厳しい競争環境にさらされている石油産業の基盤強化・経営効率化を実現するためにも、自家消費燃料について、石油石炭税を還付する制度を創設されたい。

(2) 製油所のオペレーションの効率化に資するための税制度の見直し

昨今のわが国石油精製業をめぐる経営環境については、特石法の廃止と石油業法の廃止をもって全ての事業規制が廃止され、名実ともに自由化されたため、内外において厳しい競争に直面しているところである。

これに対し、石油各社においては、国際競争力の強化に向けて、製油所における人員削減、維持・補修費用の削減、新規投資の抑制、オペレーションの効率化など、さまざまな合理化・効率化を進めている。

このような状況において、オペレーションの効率化の一つとして製油所内の発電用ボイラー・ガスタービンまたは加熱炉等にどのような燃料を効率的に使用するかが課題となっているが、そのためには製油所の立地する窒素酸化物等の環境規制、石油製品の需給バランス、経済性などに応じて機動的かつ弾力的に燃料選択することが効率化に寄与するものと考えられる。しかしながら、現行の揮発油税法においては、ナフサを製油所の自家消費燃料として消費した場合については、「場内消費」としてガソリン税が課せられ、さらに地方税法において、軽油の場合については「みなす課税」として軽油引取税がそれぞれ課せられることとなり、この結果、製油所のオペレーションの効率化を阻害することとなっている。

したがって、ガソリン税および軽油引取税における現行の課税の考え方を見直し、揮発油税法においてガソリン税の課税関係が生じる移出および引取については製油所および保税地域からナフサが現実に出荷される段階のみとし、地方税法におけるみなす課税については製油所内における消費には適用されないこととするなどして、製油所内で自家消費される燃料については実質的にガソリン税および軽油引取税が課税されない措置を講じられたい。

2. 環境保全に対応した石油製品の普及促進に係る要望

(1) 燃料電池用ナフサに係るガソリン税の免税制度の創設

燃料電池は、水素と酸素を化学的に反応させて電気エネルギーを発生させる新しいエネルギー利用形態であり、大気汚染物質をほとんど排出せずにクリーンであることやエネルギー効率が極めて高いことなどの多くのメリットを有する次世代エネルギーとして世界的に注目されているところである。

石油業界としても、燃料電池の燃料として、エネルギー密度が高く、多くの水素を取り出すことが可能なガソリンやナフサなどについて研究開発に取り組んでおり、最近では、水素供給インフラ実証試験を開始するなど具体的取り組みも進めているところである。

しかしながら、燃料電池の燃料としてガソリンやナフサを使用すると、これらの燃料にはガソリン税が課せられているため、事業者および利用者に対して余計なコスト負担を強いることになり、研究開発意欲等を削ぐ結果となっている。

したがって、定置式の民生用・業務用等の燃料電池の燃料について、実質的に道路財源として課されているガソリン税の目的に鑑みかつ石油系以外の燃料との課税の公平性の観点から、ガソリン税の免税措置を講じられたい。

3. 関税・石油石炭税関係

(1) 石油化学用国産ナフサ等に係る関税還付制度の適用期限の延長

石油化学用国産ナフサ等に対する関税還付制度は、輸入品に対する軽減措置との税負担の公平性を図るための重要な制度となっている。

その還付措置の適用期限が、平成 17 年 3 月末に到来するため、適用期限の延長を図られたい。

(2) 国産アスファルト等に係る関税・石油石炭税還付制度の適用期限の延長

国産アスファルト等に係る関税・石油石炭税還付制度は、国産品と輸入品の税負担の公平化を図りつつ、中間留分の安定供給に向けた重質油対策を進める観点から創設された制度である。

また、本制度は今後、中長期的な重質油の有効活用の一環として発電分野への進出を図る石油業界にとっても極めて重要な役割を担っている。当該制度の適用期限が平成 17 年 3 月末に到来するため、その延長を図られたい。

(3) 国産硫黄・LPG・カーボンブラック原料油に係る石油石炭税還付制度の創設

石油石炭税に関する輸入品と国産品の税負担の公平性を確保するため、石油精製工程で生産される国産硫黄、国産LPGおよび国産カーボンブラック原料油について、石油石炭税の還付制度を創設されたい。

特に、国産硫黄については、度重なる環境規制の強化によって、需要をはるかに上回る硫黄が副生され、処分が困難なため、赤字輸出せざるを得ない状況になっており、環境対策の観点からも、石油石炭税の還付制度が必要で

ある。

(4) 石油化学原料用軽質炭化水素(C₃・C₄等)に係る石油石炭税還付制度の創設

石油精製工程で生産される軽質炭化水素(C₃・C₄等)に関し、既に原油関税還付制度の対象となっている留分など石油化学原料として使用されているもの、さらに今後石油化学原料としての使用が増加することが見込まれるC₄等の軽質炭化水素について、税負担の公平性の確保、さらに未利用留分の有効活用を促進する観点から、石油化学用国産ナフサ、灯軽油に係る扱いと同様に、原料非課税の原則にたって、石油石炭税還付制度を創設されたい。

(5) その他

石油化学用輸入ナフサ等に係る関税軽減制度の適用期限の延長

農林漁業用輸入A重油に係る関税無税制度の適用期限の延長

4. ガソリン税等石油諸税関係

(1) ガソリン税の貸倒れ還付制度などの創設

現在、ガソリン税の徴収方法は、蔵出し税であることから、精製・元売業者等が製油所等からガソリンを出荷した段階でガソリン税を課し、揮発油販売業者等を通じて消費者から代金の一部としてこれを回収し、納付することとなっている。しかしながら、ガソリン税は1リットル当たり53.8円と小売価格の半分以上を占める極めて高率な税であるにもかかわらず、精製・元売業者お

よび揮発油販売業者の各段階において貸倒れが発生した場合において、還付制度や救済制度が何ら講じられていないため、精製・元売業者もしくは揮発油販売業者が販売代金に含まれるガソリン税の実質的負担者となっている。このため、厳しい経営環境にさらされている精製・元売業者、揮発油販売業者の経営の負担の一因となっている。

こうした事情を勘案して、ガソリン税の納税義務者である精製・元売業者の段階で発生する貸倒れの場合についてはガソリン税還付制度または納入免除制度を、さらに揮発油販売業者の段階で発生する貸倒れの場合については、精製・元売業者を通じて揮発油販売業者に対して実質的にガソリン税相当額が還付されるような制度をそれぞれ早急に創設されたい。

5 . 法人税、地方税関係

(1) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

平成 17 年 3 月末で特別償却制度の適用期限が到来する公害防止用設備（汚水処理用設備、ばい煙処理用設備、窒素酸化物抑制設備、高温焼却装置）について、円滑な環境対応投資が行われるべく、同制度の適用期限の延長を図られたい。

その他、他産業と共通する事項

1. 連結納税制度の見直し

連結付加税の撤廃により今後連結納税制度の導入検討が一層進む中で、「企業の組織再編成を促進し、わが国企業の国際競争力の維持、強化と経済の構造改革に資する」といった連結納税制度創設の意義に沿うよう、以下の内容につき見直しされたい。

(1) 連結納税導入時の子会社欠損金引継ぎの容認

連結子会社の欠損金放棄は連結納税を採用しない場合と整合性がなく、また、導入時の障壁となって円滑な組織再編に結びつかない。したがって、恣意的な租税回避の恐れがない過去5年以上100%保有の子会社については繰越欠損金の引継ぎを認められたい。少なくとも連結子会社の個別所得の範囲内での欠損金引継ぎは認められたい。

(2) 連結グループ内の寄附金の損金算入

連結納税グループ内法人間の取引での税務上の取扱いは、取引価格が時価でない場合は、寄附金と認定され全額が損金不算入となる。本来、同一法人の事業部門間では問題とならない取引が、子会社化し連結納税制度を選択することで異なる取扱いを受けることは、連結納税グループを単一法人とみなして課税する連結納税の考え方と矛盾する。一方、一般的な法人間の取引では、時価と

の差が寄附金と認定されても、寄附金の損金算入枠が活用でき、全額が損金不算入とはなっていない。

このため、課税の中立性を確保し、グループ内取引の制約から円滑な企業再編の負担とならないよう、グループ内の寄附金は全額損金算入とされたい。

(3) 連結納税グループ対象範囲の要件緩和

連結対象をすべての完全支配会社とすると、対象会社数が膨大となり、多大な事務負担が発生する。また、連結納税では申告書提出の期限延長が認められるが、決算発表早期化のため活用できない。したがって、連結対象会社は、企業会計同様、持株割合が100%に満たない場合も含め重要性の原則に基づいて選択できる制度とされたい。

2. 日本版LLC等に求められる税制上の要件を満たす制度の実現

我が国経済の活性化にとって非常に重要な役割を果たすことが期待されている日本版LLCに関しては、法務省の「会社法制の現代化に関する要綱試案」に、全員有限責任で組合的規律が適用される法人格となる「新たな会社類型」が示された。この「新たな会社類型」を実効あるものにするため、損益通算、現物出資譲渡益課税繰延がなされるよう要望する。

「新たな会社類型」については、平成18年度の導入とされているが、できるだけ早期に日本版LLCの税制上の取扱いを定め、円滑な導入を図るよう要望する。

なお、日本版 L L C に先がけて有限責任事業組合 (L L P) 制度が創設される場合も、損益通算と現物出資譲渡益課税繰延の税制措置が期待される。

3 . 受取配当の益金不算入制度の見直し

本来の税制の趣旨である二重課税回避がきちんと行われ、資本導入、投資円滑化や企業再編を阻害しないよう、関係法人株式等以外の株式に係る益金不算入割合 50% を 80% に戻すこと、および、特定利子規定を復活すること、について要望する。

4 . 欠損金の繰戻し還付制度の停止解除

平成 16 年度税制改正で欠損金繰越期間の延長が図られたが、期間損益が平準化されない事業への取り組みの支障とならないよう、繰戻し還付についても適用できるよう要望する。

5 . 特定資産買い換え特例制度における特別勘定設定期間の延長等

事業再編、事業再構築、構造改革のための設備の更新や廃棄を促進すること、企業競争力の維持・強化、事業活性化のための投資を促進することが、本制度の重要な意義である。しかし、現在の経済状況では投資に対して慎重となり、投資の検討期間も長期化する場合がある。したがって、特別勘定設定期間を 3 年程度に延長するとともに、圧縮割合 80% を 100% にするよう要望する。

6 . 借地権に関する税制

(1) 定期借地権に関する税制の確立

定期借地権に係る税務リスクがあるため、取引の安定性を欠いている。定期借地権の制度導入後、取引慣行も定着している。通達等により権利金の認定課税や相当の地代の贈与認定などについて、通常の借地権よりも制限された権利に応じた税制を明確にすることを要望する。

(2) 通常の借地権の「相当の地代」の引下げ

通達に定める相当の地代6%は、現在の金利水準、あるいは、土地の活用や売却による運用益と比較して高い水準であり、正常な取引条件とはなっていない。企業の懸命な構造改善や効率化および事業展開の弊害となっており、合理的な水準への引下げを要望する。

7 . 国際課税制度の見直し

(1) 外国税額間接控除の子会社要件の緩和

産油国の政府や国営石油会社等との石油開発事業では、当該国側の出資比率が過半であることが通例であり、間接税額控除の要件である子会社等への出資比率25%以上を満たすことが困難である。

石油開発事業では高率の税金や利権料の当該国への納付が必要となる一方、出資比率の要件を満たさないと外税控除を適用できないことが、開発投資へのインセンティブを失わせている。石油安定供給の観点から自主開発エネルギー

事業促進を図るため、政策的インセンティブが強く望まれる中で、国際的な二重課税の回避、国際競争力低下の回避のため、外税間接控除の要件緩和を要望する。

具体的には、出資比率の要件を、主要欧米諸国（米、英、独、仏など）と同じ10%以上とするか、産油国の政府や国営石油会社の出資分を除いた出資比率を基準とするか、もしくは、本邦へのエネルギー安定供給に資する事業について出資要件を適用除外とすることを要望する。

（２）外国税額控除限度額の超過額および余裕額の繰越期間延長

平成16年度税制改正で欠損金の繰越期間が7年とされたのと同様に、外国税額控除限度額の超過額および余裕額の繰越期間も7年とするよう要望する。

（３）タックスヘイブン適用軽課税国基準（実効税率25%）の引下げ

アジア諸国の法人税率が低水準となる中、企業が合理的経営を目指した会社も軽課税国に設立されると、合算課税の対象となり、また、税務処理が煩雑となる。合理的な海外現地法人設立運営の支障とならないよう、また、事務効率化のため、軽課税国基準の引下げを要望する。

8 . 減価償却制度の見直し

事務効率化の観点から次の制度改善を要望する。

(1) 耐用年数省令の簡素化

耐用年数省令は細分化され、本体資産と付属設備の耐用年数が異なる場合に、事務が非常に煩雑化するため、耐用年数を統一するなどにより、税務上の償却計算を簡素化できるよう要望する。

(2) 損金算入取得価額の引上げ

損金算入可能な償却資産の取得価額を 10 万円未満としているのは低廉に過ぎ、これによる事務量の増加に鑑み、少なくとも従前の基準価額 (20 万円未満) までの引上げを要望する。

9 . 破産や民事再生時の貸倒損失の損金算入要件緩和

会社更生法による更生手続きの開始、民事再生法による再生手続きの開始、破産法による破産、といった法的な要件を満たす場合、債権の回収がほぼ不可能であることが客観的に認められる。厳しい経営環境を背景に石油業界における売掛債権の貸倒れの件数が増加しており、このような場合には申請時点で 100% 損金算入できるよう要望する。

10．合併による土地所有権移転登録免許税の軽減または廃止

税務、会社組織、会計等の制度整備によって、合併や分割といった企業の組織再編が柔軟にできる体制ができたが、土地の所有権移転登記に係る登録免許税の負担が大きい。このため、柔軟な企業形態構築の阻害要因とならないよう、企業の合併・分割時の土地所有権移転に係る登録免許税の軽減または廃止を要望する。

11．人材投資促進税制の創設

産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、企業の人材投資の促進や競争力強化のための人材育成費用について税額控除等の措置の創設を要望する。

12．産業活力再生特別措置法に係る税制措置の期限延長

産業活力再生特別措置法に基づく、事業革新設備に対する特別償却制度、共同で現物出資をした場合の課税の特例措置、欠損金の繰戻還付の不適用の除外措置、営業譲渡等に伴う不動産取得税の減額措置、についての適用期限延長を図りたい。

13．特別法人税の撤廃

現在課税が凍結されている、年金資産残高に対する特別法人税、特別法人住民税の完全撤廃を要望する。

14 . 鉱工業技術研究組合に係る租税特別措置の期限延長

鉱工業技術研究組合の試験研究用固定資産に係る組合員の賦課金を全額損金算入する特別償却制度の適用期限を延長されたい。

鉱工業技術研究組合の試験研究用固定資産取得費用を組合が損金算入する圧縮記帳特例措置の適用期限を延長されたい。

15 . 産業技術総合研究所との共同試験研究に係る「特別試験研究費税額控除制度」の延長

産業技術総合研究所が平成 17 年 4 月から非公務員型の独立行政法人に移行し、研究開発促進税制の特別試験研究費税額控除制度が対象とする特定独立行政法人ではなくなるが、これを継続して対象とするよう図られたい。

16 . N E D O 補助事業に係る固定資産等の圧縮記帳

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）が国からの助成金で実施する補助事業において、補助対象事業者が取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、総収入額不算入の対象に平成 17 年度新規補助事業を追加されたい。

以 上